

特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
12	総務課	ふるさと納税 →新規作成	-		
			評価書名		ふるさと納税に関する事務 基礎項目評価書
			個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言		湯川村は、ふるさと納税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。
			評価実施機関名		湯川村長
			1-1. ① 事務の名称		ふるさと納税に関する事務
			1-1. ② 事務の概要		寄附（ふるさと納税）者のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第7条1項及び第8項の要件に該当し、かつ本人が申請した場合に、同法に基づいて以下の2点についての事務を取り扱う。 1 寄附金控除に係る申告特例申請書の受付 2 申請者の住所地の市区町村に申告特例申請書の送付
			1-1. ③ システムの名称		1 eLTAXシステム 2 ふるさと納税受付管理システム
			1-3 法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の24の項
			1-4. ① 実施の有無		実施しない
			1-5. ① 部署		総務課
			1-5. ② 所属長の役職名		総務課長
			1-7 請求先		〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村総務課政策財務係 電話0241-27-8800
			1-8 連絡先		〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村総務課政策財務係 電話0241-27-8800
			IV-8 人手を介在させる作業 (人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)		(※人手を介在させる作業はない)
			IV-8 人手を介在させる作業 (判断の根拠)		(※人手を介在させる作業はない)
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 (判断の根拠)		ふるさと納税受付管理システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。			